

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和3年4月22日(2021.4.22)

【公開番号】特開2019-180135(P2019-180135A)

【公開日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-042

【出願番号】特願2018-67955(P2018-67955)

【国際特許分類】

H 02 K 37/14 (2006.01)

H 02 K 5/167 (2006.01)

【F I】

H 02 K 37/14 5 3 5 M

H 02 K 5/167 B

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月5日(2021.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

ボビン40は、ヨーク23、24を合成樹脂41によってモールドした樹脂成形品であり、ヨーク23、24を金型内にインサートした状態で金型内でインサート射出成形することによって構成される。合成樹脂41は、ヨーク23、24の外周部232、242、および極歯25の内周面を除く部分を覆っており、ヨーク23、24の円環部233、243に重なる部分の各間には、コイル21が巻回されるスペースが構成されている。このように構成したステータ20は、ヨーク23、24の外周部232、242がモータケース10の周壁部11の内側に部分的に接するように配置されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

ボビン40の軸線L方向の他方側Lbの端部には、端子台45が一体に形成されており、端子台45には、モータケース10の軸線L方向の他方側Lbの端部が当接している。端子台45には、軸線L方向と直交する第1方向Xに延在する複数本の端子ピン80が、軸線L方向および第1方向Xに直交する第2方向Yに並列するように保持されている。端子ピン80の一方の端部81は、コイル21の端部(図示せず)が溶接やハンダ等によって接続された状態で、ボビン40に固定されたカバー60によって覆われている。この状態で、モータケース10の開口部111は、端子台45およびカバー60に塞がれている。端子ピン80の他方の端部82は、端子台45から突出し、外部との電気的な接続に用いられる。